

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 4 月 9 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年4月9日（金曜日）
午後 2時00分 開会 午後 2時31分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

副委員長	待鳥美光	議員	委員	猪原陽輔	議員
委員	熊谷二郎	議員	委員	富澤啓二	議員
委員	金井伸夫	議員	委員	松永靖恵	議員
委員	富澤勝広	議員	委員	齊藤克己	議員
議長	吉田武司	議員			

◇欠席委員 1名

委員長 安保友博 議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間修	主査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

事務検査について

その他

午後 2時00分 開会

○待鳥美光副委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、安保委員長から、体調不良のため欠席届が出されておりますので、代わって委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

なお、副の役割を、年長委員である熊谷委員にお願いいたします。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、事務検査についてとして、各委員から提出していただいた中間報告書案の取りまとめについて、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、事務検査についてとして、各委員から提出していただいた中間報告書の取りまとめについてを議案とします。

前回、各委員から提出していただいた中間報告書案について調整したいと思います。

お手元に配付しております中間報告書案を御覧ください。

まず、第1から第6までについて、一括して調整したいと思います。

第1から第6までの部分で調整する文言等はございますでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 第2の特別委員会の設置についての1の経緯のところ、最初のところを、少し分かりにくいので直したほうがいいかなと思って、訂正をお願いしたいと思います。令和元年6月13日、「元和光市職員が東内京一」括弧ということについているのですが、ちょっと分かりにくいので、「元和光市職員の東内京一が」と変えたほうがいいかと思う。修正を既に事務局には送っているのですが。

それから、同じ1の経緯の上から7行目のところで、「成年後見制度の市長申し立ての前段階の期間に市が預かった現金300万円を」というこの文言ですけれども、市長申し立ての前段階の期間の平成28年3月31日頃、「には」は省略して、市が預かった現金300万円をということで、平成28年3月31日をもっと前に持ってきて訂正したほうが読みやすいかなと、こういった訂正です。

○待鳥美光副委員長 ただいま金井委員から、第2のところの1行目、「令和元年6月13日、元和光市職員の東内京一（以下「元和光市職員」という。）が保健福祉部長に」ということが1点目でよろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

○待鳥美光副委員長 それから、2点目が、次の次のパラグラフ、7行目ぐらいですか、「市長申し立ての前段階の期間の平成28年3月31日頃、市が預かった」と続くということによろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

○待鳥美光副委員長 その2点についてはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

金井委員。

○金井伸夫委員 5ページの第4の提出された書類、資料等のところの7項目めの一番最後の交付要綱の作成日ですね、作成年度でもいいと思うのですが、これを書いておいたほうがいいかなと思いました。これにつきましていかがでしょうか。

○待鳥美光副委員長 交付要綱の後に作成日を入れるということですね。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

平成21年度のものというのは、多分、国の交付金の実施要綱ではないかと思うのですが。これは21年度なんですけれども、次の和光市の交付要綱も開始するためにも書いておいたほうがいいかなと。多分これは、会計検査院が入ったときに、事後的に作成してあるので、入れたほうがいいかなと。

○待鳥美光副委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 いわゆる7の総括の前までだから、21ページまでの部分でよろしいですか。

○待鳥美光副委員長 はい。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしますと、文言等の関係で間違い等がありますので、まずそれを先に。

18ページの真ん中あたり、交付金の返還が生じた理由ということで、③のところの「チャック体制」、これが「チェック体制」ということで。

○待鳥美光副委員長 前回出たんですね。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 はい。

○待鳥美光副委員長 休憩します。（午後 2時09分 休憩）

再開します。（午後 2時13分 再開）

これまで確認したところについては、確認したとおりに修正したいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に進みます。第7、総括について調整したいと思います。

本日は、この部分を担当いたしました委員長が欠席のため、皆さんの意見の集約のみ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 意見というか、修正したほうがいいのではないかとこのところが3か所ありました。22ページの下から2行目に「警察に通報に向かった職員らに対し、元職員からの話を受けた副市長が」と書いてあるのですが、元職員からの話というのは、元職員が副市長に現金が戻るという趣旨の話をしたということなので、これを入れておかないと、分かりにくいかなと。元職員からの話を受けた副市長が戻るように指示をしたということなのですが、職員からの話というのは、現金が金庫に戻っているというような趣旨の話を何か突然副市長のところへ行って説明したということなので、それで現金があるのであれば話が違うということで、警察から戻れという話を副市長がしたんだと思うのです。

だから、元職員からの話というのは、元職員からの現金が戻るという話を付け加えたほうがいいかなということと、もう一つは、23ページの上から3行目、「職員の犯罪行為についての通報」と書いてあるけれども、これは元職員の犯罪行為のことではないかなと思ったので、それ。

あと、23ページの(2) 顕在化した問題点の一番上で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、「補助金交付要綱が定められずに」と書いてありますが、これは「和光市の補助金交付要綱が定められずに」ということで、「和光市の」と入れたほうがいいかなと。この3点です。

○待鳥美光副委員長 もう一度確認します。

22ページの一番下の行の「元職員からの話を受けた副市長が」というところを、元職員から現金が戻るという話を受けたというふうに直すという点と、(2)の1行目の後半、「和光市の補助金交付要綱が定められずに」というふうに「和光市の」を入れる。

それから、(2)の下から6行目、「職員による犯罪行為」を「元職員の犯罪行為」と直す。この3点でよろしいですか。

金井委員。

○金井伸夫委員 はい。

○待鳥美光副委員長 以上の点についていかがでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 一番最初のところで、副市長の指示なんですけれども、6ページに公益通報の質問と答弁が書いてあるのですが、3番目の質問と答弁のところ、真ん中の段のところで、「元職員が副市長室に現れ、現金は預けてあり、来週その現金が戻ってくるという話があったので」、「戻るよう声をかけました」ということですので、現金が戻るようにという書きぶりでもいいのかなと思います。

○待鳥美光副委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 これは入れておいたほうがいいかなと思います。

○待鳥美光副委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 22ページの(1)調査を通じて判明した全体像のうち、第3パラグラフの「元職員が」のところ、そこのパラグラフの真ん中あたり、「もっとも、平成26年以前にも、元職員の言動について、職員からの被害申出等があったものであり、市長以下が組織として元職員の問題行動を認識しながら、元職員に対する適切な対応を行わなかった結果」というところがございしますが、ここは少し言い過ぎなのではないかという印象を受けました。このままですと、全く対応を行ってこなかったというふうにも読み取れてしまう。一応、市長は何度か元職員に対して注意をしたということは、この委員会のやり取りで明らかになっている事実ではございますので、もし直すとしたら、例えば、「元職員への対応が不十分であった結果」というふうに直したほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○待鳥美光副委員長 ただいまの意見に対して、いかがでしょうか。特に御意見がなければ、そのように修正ということよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

休憩します。(午後 2時22分 休憩)

再開します。(午後 2時25分 再開)

それでは、この第7、総括のところについて、今まで確認したところを修正等した上で、この総括の書かれていることが委員会としての総意、全員の合意ということよろしいでしょうか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 総括のところのパワーハラスメント、中段の部分の「同人には」というところに「文書訓告等」と載っているのですが、この「等」というくくりで、何かここにあったのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 休憩します。(午後 2時26分 休憩)

再開します。(午後 2時27分 再開)

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 15ページのところに、中段等で、調査の結果を受けて平成30年3月30日、当該申立者に対して、この誓約書の徴収とか、悪化させる行為についての文書訓告とか、あるいは、労務管理担当職員とその上司に対して職場安全配慮の不徹底等について口頭厳重注意による職務上の指導を行った等、こういった一連の処置が出されている。そのことを「等」という言葉で表しているというふうに理解したらいかがかなと思います。

○待鳥美光副委員長 それでは、総括のところについては、修正をした最終案をまたお示ししたいと思います。

休憩します。(午後 2時29分 休憩)

再開します。（午後 2時30分 再開）

次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、4月16日金曜日、午後2時から、第14回調査特別委員会を開催し、中間報告書の最終案、その取扱い、広報等について行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。日程調整のほど、よろしく願いいたします。

本日の案件は以上になります。

このほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は副委員長に一任を願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後 2時31分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

副委員長 待鳥美光